

<大気汚染防止法施行通知（抄）>

□大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について（依命通達）

平成9年2月12日 環大規第30号
各都道府県知事・各政令市長あて
環境事務次官

大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成8年法律第32号。以下「改正法」という。）は、平成8年5月9日に公布され、平成9年4月1日から施行されることとなった（大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成9年政令第5号））。

これに伴い、大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（平成9年政令第6号）が平成9年1月24日に、大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する総理府令（平成9年総理府令第5号）が平成9年2月6日に、それぞれ公布され、平成9年4月1日から施行されることとなった。

改正法は、建築物の解体等に伴う特定粉じんによる大気汚染を防止するための措置を講じ、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある有害大気汚染物質の排出又は飛散の抑制のための対策を推進し、及びばい煙発生施設等における事故時の措置に関する規定の整備を行う等のために制定されたものである。

貴職におかれても、改正法による改正後の大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）の厳正かつ実効性のある施行について、下記の事項に十分御留意の上、格段の御協力を願いたく、命により通達する。

記

第1 主な改正事項

今回の法令改正の主な事項は、次のとおりである。

- ① 建築物の解体等の作業に伴い排出され、又は飛散する石綿による大気汚染を防止するため、吹付け石綿が使用された建築物の解体等の作業を特定粉じん排出等作業に指定し、これに係る規制措置として、作業基準の設定及びその遵守義務、特定粉じん排出等作業の実施の届出並びに計画変更命令及び作業基準適合命令等を規定したこと

（②～⑤省略）

なお、①及び②の改正に伴い、法の目的に、1）建築物の解体等に伴う粉じんの排出等を規制すること、及び2）有害大気汚染物質対策の実施を推進すること、を追加したほか、罰金の額を引き上げること等の改正を行っている。

第2 特定粉じん排出等作業の規制

粉じんのうち人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質である特定粉じんとして、既に石綿が政令指定され、工場又は事業場に設置されている特定粉じん発生施設について、規制が行われているところであるが、今回、特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料が使用されている建築物を解体し、改造し、又は補修する作業である特定粉じん排出等作業について、作業の規制を行うこととした。

この改正の趣旨は、石綿を発生し、又は飛散させる原因となる建築材料である吹付け石綿が使用された建築物が建設され始めて既に30年程度が経過し、今後その建て替えのための解体等の増加が見込まれ、これに伴い石綿による大気汚染が生ずる可能性があること、また、阪神・淡路大震災において被害を受けた建築物の解体等に伴い、石綿による大気汚染が懸念されたことを踏まえ、建築物の解体等に伴う石綿による大気汚染について対策の徹底を図ろうとするものである。

従来、法に基づく規制の対象は、工場若しくは事業場に設置されている施設又は自動車であったが、改正法により、建築物の解体等の作業が新たに規制措置の対象となったところであり、類似する規制措置が行われている騒音規制法及び振動規制法の運用などを参考にするとともに、同一の作業に規制措置を講じている労働安全衛生法等の関連法規の運用と整合を図り、適切な法規制の実施に努められたい。

第3 有害大気汚染物質対策の推進

(省略)

第4 事故時の措置の充実

(省略)

第5 緊急時の措置の改正

(省略)

第6 環境庁組織令の改正

今回の法改正により追加された特定粉じん排出等作業に係る作業基準の設定に関する事務及び有害大気汚染物質対策の推進に関する事務は、大気保全局大気規制課が担当するが、有害大気汚染物質対策の推進に関する事務のうち、自動車等の交通に起因して生ずる有害大気汚染物質による大気汚染の防止に関する調査は同局自動車環境対策第一課が、自動車の運行に伴い発生する有害大気汚染物質による大気汚染の防止に関する調査は同局自動車環境対策第二課が、それぞれ担当する。